

循環型社会の推進とごみ減量化に関する連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）及びシマ株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携して、「循環型社会の実現」に向けた取り組みを推進するため、以下のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、「循環型社会の実現」に向け、ごみ減量化に向けた意識の醸成および実践を促進し、環境や自然を守ることに貢献することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携及び協力をする。

- (1) 生ごみ処理の普及拡大に関すること
- (2) 上記(1)に関する実証実験を遂行すること
- (3) その他循環型社会の推進に関すること

（連携と協力の方法）

第3条 甲及び乙は、連携事項を実施するときは、あらかじめ協議するものとする。
2 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、甲及び乙の業務に支障の無い限り、それぞれが所有する人材および物品等を使用できるものとする。
3 連携事項の実施に要する経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たり、相手方から秘密である旨を指定して提供された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならないものとし、また、第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報又は提供を受けた後公知になったもの（ただし、秘密情報の受領者が本協定に違反した結果、公知となったものを除く。）
 - (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制された場合、秘密情報の受領者は、当該裁判所、行政機関等に対して秘密情報を開示できるものとするが、当該開示を事前に秘密情報の開示者に連絡するものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定終了後5年間、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（公表）

第5条 甲及び乙は、本連携が行われている事実及びその内容について、社外に公表（プレスリリースを含む。）する必要がある場合には、事前に相手方と協議し、合意した内容にて行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれから相手方に対して本協定の変更する旨を書面で通知しない場合、本協定は従前と同一の条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第7条 甲又は乙が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、協議して変更を行うものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年7月1日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

吉野川市長 原井 敬



乙 香川県観音寺市中田井町1番地

シマ株式会社

代表取締役社長 島 直幹

